

お気づきですか！

【補助金の不正受給！！】

不正受給＝詐欺行為



刑法第246条に基づく犯罪

業者からの甘い言葉にご注意ください！

業者より・・・

「自己負担が無いように書類を作成して申請しますよ・・・」

との説明を受け、負担が無いなら・・・と、安易な考えで申請を行い、補助金の交付を受けた場合は、不正受給となります。

つまり、知らず知らずのうちに詐欺行為に加担している恐れがございます。

(注) 不正が発覚した場合は、補助金の返還請求や警察への告発等を実施する場合がございます。